資料編

- ・ 児童福祉法等関係法令の経緯
- ・家庭的養護の比較
- ・ 東京都における養育家庭支援体制
- ・自立支援の体系図

児童福祉法等関係法令の経緯(児童養護施設関係)

平成10年

児童福祉法の改正(平成10年4月施行)

児童福祉施設の名称及び機能に関する改正

名称が「児童養護施設」に改称されるとともに、その機能について、「養護すること」という文言が「養護し、あわせてその自立を支援すること」と改正され、児童の自立を支援する施設であることが位置付けられた。

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年4月施行)

児童福祉施設最低基準の改正

新たに第9条の2が設けられ、施設長の懲戒に係る権限の濫用禁止が定められた。

社会福祉事業法の改正(平成12年6月施行)

社会福祉事業法の名称及び福祉サービスの基本的理念等の改正

名称が「社会福祉法)に改称されるとともに、基本的理念として、福祉サービスが「個人の尊厳の保持を旨とし、」また、「能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」と位置付けられた。

平成17年

児童福祉法の改正(平成17年1月施行)

児童福祉施設の機能に関する改正

平成10年に改正した「養護し、あわせてその自立を支援すること」の部分について「養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」と改正され、児童福祉施設の機能として、退所した児童に対する相談その他の援助が位置付けられた。

平成21年

児童福祉法の改正(平成21年4月施行)



施設内虐待の防止

児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定が定められた。

平成24年

民法・児童福祉法の改正(平成24年4月施行)

親権と親権制限の制度の見直し

親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理権喪失の原因も見直され、子の利益が害されている場合に親権が制限されることが明確化された。

児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

児童相談所長及び児童福祉施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合に親権者等は不当に妨げてはならないことや、児童の生命、身体の安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者の意に反しても児童相談所長及び児童福祉施設長等が必要な措置をとることができることが 定められた。

			小規模住居型児童餐育事業	事業 (ファミリーホーム)		養護児童グループホーム事業	**
		養育家庭 (里親)	里親(養育家庭移行)型ホーム	法人設置型ホーム	施設分園型グループホーム	地域小規模型グループホーム	小規模グルーブケア地域型ホーム
			社会的養護施訂	 社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養	 -ホーム養育指針について		
# E # E			l		重[線]	東京都養護児童グルーブホーム事業実施要網	実施要網
事業根拠・連宫基準		里親が行う餋育に関する最低基準 東京都里親認定基準	[国]小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱 [都]東京郡ファミリーホーム事業(小規模住居型児童養育事業)設置	リーホーム)実施要網 模住居型児童養育事業]設置・運営基準		[国] 地域小規模児童養護施設 設置運営要網	[国]児童養護施設等における 小規模グループケア実施要綱
事業主体		(経)	(1	都で乳児院、児童養護施設、自立援助 ホーム、又はファミリーホームを3年以 上運営し、都が適当と認める法人	·	本体施設を運営する社会福祉法人等	鄉
児童定員(委託数	(2	1名~4名	5.43	名又は6名	(本圏定員のうち) おおむね6名	(本圏定員とは別に) 6名	(本圏定員のうち) おおむね 6名
1			主たる養育者は、当該ファミリーホームに 4室24畳以上の居室、児童が相互に交対 確保すること	ァミリーホームに生活の拠点を置くこと 児童が相互に交流が図れる居室のほか必要な部屋・設備を	本体施設から独立した家屋であり	3、本体施設を運営している法人の)所有家屋又は借家であること
指定(認定)条件		·家庭及び構成員の状況 ·家庭家屋及び居住地の状況	現に、都の養育家庭として4名の児童を 受託していること	主たる養育者は、児童福祉施設、自立援 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接処遇経験	居間、関室等人所している子供が 居室面積等の基準は、児童養護が	居園、貿重寺人叶している子供が祖母父派することができる場所を持ずること居室面積等の基準は、児童養護施設に準する(居室1室の定員は2名まで)	台手のこと おまた)
職員体制		25歳以上65歳未満の夫婦 配偶者がいない場合は、資格を持つ主たる養育者と、 養育者を補助できる20歳以上の同居家族	二人の義育者(一の豪族を構成している)と一以上の補助者 養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、一人の者		原則として男女各1名の専任職員 日中業務における補助職員等(1 必要に応じてその他職員(非常	原則として男女名1名の専任職員(児童指導員又は保育土の有資格者 日中業務における補助職員等(非常勤可) 必要に応じてその他職員(非常勤可)	3者)
勤務形態等		主たる養育者(里親)の自宅で養育(賃貸可)		主たる養育者は設置者が用意した居宅に 生活の本拠を置く	主に、設置者が用意したグルー:	ブホーム居宅へ通勤(交代制宿直勤務等	(3)
賃貸家屋への家賃助成	賃助成	けな		あり(上限27万円	- 万円 うち国基準10万円)		
設置数(H26.1.1現在) 養育家庭は、H25.12.3	1現在) H2 5.12.31	登錄家廢数 (457家庭) 委託家庭数 (261家庭) 委託児童数 (345名)	ホーム数(12ホーム) 児童定員(72名)	ホーム数(2ホーム) 児童定員(12名)	ホーム数(57ホーム) 児童定員(346名)	ホーム数(59ホーム) 児童定員(354名)	ホーム数(15ホーム) 児童定員(90名)
	昭和48年	「養育家庭」制度創設(養子緣組を前提としないで児童 の養育を委託する制度)。同時に都内各所の施設に「養育家庭センター」を設置して業務委託				I	
	昭和53年	I	東京都児童福祉審議会「新しい社会的養護形態に向か ループホーム」について意見具申	隻形態に向かって」で、「ファミリーグ	東京都児童福祉審議会「新しい社会的養護形態に向か ついて意見具申	22، کر	「ファミリーグルーブホーム」に
	昭和57年		ファミリーグループホームとして試行開始	44	ファミリーグループホームとして試行開始	て試行開始	
	昭和60年	I	「東京都ファミリーグルーブホーム制度実施要綱」を制定 ルーブホーム」として本格実施	実施要綱」を制定 「里親型ファミリーグ	「東京都ファミリーグループホーム制度実施要網」を制定 ム」として本格実施		「施設分園型ファミリーグルーブホ・
	平成12年				国制度「地域小規模型グルーブホーム」制度開始	ケーム」制度開始	
井 55 6 世 音	平成14年	養育家庭センター際上、児童相談所が直接に指導支援を 行う体制に移行	「東京都ファミリーホーム制度実施要期」を制定 都においてファミリ実施 里親型ファミリーグルーブホームをファミリーボームと改めるうち一定の要件を備えた家庭をファミリーホームとして指定	」を制定 都においてファミリーホームを をファミリーホームと改める 養育家庭の - ホームとして指定	「東京都養護児童グループホー/ ムを実施 施設分園型ファミリ-	「東京都養護児童グルーブホーム制度実施要綱」を制定 都において、地域小規模型グルーブホームを実施 施設分圏型ファミリーグルーブホームを施設分圏型グルーブホームと改める	1て、地域小規模型グルーブホ- /ブホームと改める
# U O X (E)	平成15年	「専門養育家庭」制度創設、「養育家庭(短期限定付)」「養育家庭(レスパイト限定)」新設、レスパイト ト・ケア事業開始		_			
	平成17年	里親研修業務をNPO法人東京養育家庭の会へ委託		I		I	
	平成18年	_			施設分園型グループホームについ	施設分園型グループホームについて、補助職員を配置(都加算)	
	平成19年	-			補助職員・宿直要員を、地域小扶	補助職員・宿直要員を、地域小規模型グループホームに配置(都加算)	
	平成20年	_		_	1本体施設につき、3か所以上の ホーム専任職員への助言・指導等	1本体施設につき、3か所以上のグルーブホームを設置・運営している施設に対して、ホーム専任職員への助言・指導等を行う「グルーブホーム支援員」を配置(都加算)	こいる施設に対して、グループ を配置(都加算)
	平成21年	里親支援機関事業を1児相で開始、認定前研修受講義務 化、里親手当增額	「東京都ファミリーホーム事業(小規模住制定 事業主体を養育家庭経験のある家屋人等とする	「東京都ファミリーホーム事業(小規模住居型児童務育事業)設置・道部基準,を制定 事業主体を養育家庭経験のある家庭または社会福祉法人、特定非営利活動法人与等とで	「小規模グルーブケア地域型ホーム」を開始	- ム」を開始	
	平成24年	里親支援機関事業を全11児相で開始		1		1	



